

答申第 241 号

令和 7 年 5 月 9 日

神戸市長

久元 喜造 様

神戸市情報公開審査会

会長 中原 茂樹

神戸市情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について

(答 申)

令和 7 年 1 月 29 日付神行総第 1345 号により諮問のありました下記の件について、別紙
のとおり答申します。

記

「喫煙することができる権利」に関する文書の非公開決定に対する審査請求についての諮
問

答 申

1 審査会の結論

処分庁が、公文書を保有していないことにより非公開とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

- (1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、令和6年6月28日受付で「喫煙することができる権利」（御影高校探求学習「路上喫煙について」ヒアリング対応（令和6年5月7日。以下「本件ヒアリング書面」という。）参照）が存在する法的根拠が分かる文書（以下「本件文書」という。）ほか6項目の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 市長（以下「処分庁」という。）は、令和6年7月11日付けで、本件請求のうち「本件文書」ほか2項目について、公文書を保有していないことによる非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- (3) 請求人は、令和6年10月22日受付で、本件文書の公開を求める審査請求をした。

3 請求人の主張

請求人の主張を、令和6年10月22日受付の審査請求書、令和6年12月6日受付の反論書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 本件ヒアリング書面を参照したところ、「喫煙することができる権利」が存在することを前提に回答していることから分かりますとおり、本件文書が存在する。なお公文書を保有していない理由を、本件文書を保有・作成していないため、と付記するだけでは、当該文書を取得したものの破棄したか否かについては明らかにされておらず、理由付記に不備がある。
- (2) 4(2)の処分庁の主張は、次の点で不合理である。ジュリスト（No.469）1971年1月1日の253頁の調査官解説によると、最高裁判所昭和40年（オ）第1425号同45年9月16日大法廷判決（以下「本件判例」という。）は、喫煙の自由を憲法第13条に定める基本的人権の一として認めた第1、2審を破棄した上で、喫煙の自由について、これを憲法第13条の保障する基本的人権の一に含まれるとまで断定するものでなく、仮定的説示のうえに立って、制限に服しやすい権利であると自判したことからすると、高校生に対する回答であったとしても、「喫煙することができる権利」がある」と断定する発言の根拠とはなりえない。

本件ヒアリング書面において、「喫煙することができる権利」と鉤括弧付きで言及されていることからすると、既存の法的根拠が分かる文書からの引用であることは明らかであるから、当該文書を特定し公開すべきである。

4 処分庁の主張

処分庁の主張を、令和6年11月19日受付の弁明書、令和6年3月18日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 請求人が指摘する本件ヒアリング書面に、処分庁の担当者が高校生からの質問に対して「喫煙することができる権利」に言及した旨の記述があること、及び、同書面において処分庁の担当者が当該記述に相当する発言をしたことは認めるが、その余の事実は否認し、主張は争う。
- (2) 処分庁の担当者が「喫煙することができる権利」がある」と発言したのは、本件判例において「喫煙の自由は、憲法13条の保障する基本的人権の一に含まれるとしても、あらゆる時、所において保障されなければならないものではない」と判示されていることや、喫煙が法律上禁止されていないことを踏まえて、質問者である高校生にも理解しやすいように「喫煙することができる権利」がある」という表現を用いたものであって、処分庁において、殊更に、その法的根拠が分かる文書を作成し、あるいは取得してはいない。
- (3) また、本件処分は、本件請求がなされた令和6年6月28日の時点において、処分庁が本件文書を保有していないことを理由とするものであって、審査請求人が指摘するような過去の保有状況について明らかにせずとも、理由の提示に欠けるところはない。

5 審査会の判断

(1) 本件の争点について

本件の争点は、処分庁の担当者が発言した「喫煙することができる権利」の根拠となる公文書の存否である。

以下、検討する。

(2) 本件文書の存否について

処分庁に「喫煙することができる権利」についての発言の経緯を確認したところ、高校生が探求学習として「路上喫煙について」をテーマに、処分庁を訪問して質疑応答を行った際、禁煙推進の取り組みを行う一方、たばこの販売や喫煙が法律上禁止されていないことから「喫煙の自由」もあることを説明する中で発言したということであった。

また、質問内容は事前に知らされておらず、当日なされた質疑応答の中で担当者が自らの言葉で高校生に理解しやすいような表現を用いて説明したのであって、法的根拠に基づく資料を参照したものではないということであった。

以上のことから、審査会としては、本件請求文書を保有していないとの処分庁の主張は不合理とはいえず、また、請求人が請求している趣旨の公文書の存在を窺わせる事実を確認することはできなかつたため、処分庁が本件決定を行ったことは妥当である。

(3) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審 査 会	経 過
令和6年10月22日	—	* 請求人から審査請求書を受理
令和6年11月19日	—	* 処分庁から弁明書を受理
令和6年12月6日	—	* 請求人から反論書を受理
令和6年12月26日	—	* 処分庁から上申書を受理
令和7年1月29日	—	* 諮問書を受理
令和7年3月18日	第376回審査会	* 処分庁の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
令和7年4月15日	第377回審査会	* 審議